

今一度自社の個人情報の取扱いを棚卸し、確認するとよいだろう。

## (2) 罰則等の強化

2020年法改正では罰則等が強化される。もともと現行法下でも改正法下でも、通常のビジネス遂行時についてうっかりやっってしまうことへの罰則ではないため、過剰に懸念する必要はないが、違法行為がなされないよう、従業者監督を今一度徹底することが重要であろう。

改正内容としては、個人情報保護委員会の命令に違反した場合は、これまで6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金だったが、改正法下では1年以下の懲役または100万円以下の罰金となり(法173)、さらに法人業務等に関する場合、法人に1億円以下の罰金が科せられる(法179①)。加えて、個人情報保護委員会は、命令違反を公表することができるようになる(法145④)。また個人情報保護委員会の検査等を妨害等した場合は、これまで30万円以下の罰金だったが、改正法下では50万円以下の罰金となる(法171)。業務に関して取り扱った個人情報データベース等を不正提供または盗用した場合には、これまで1年以下の懲役または

50万円以下の罰金だったが、改正法下では法人業務等に関する場合、法人に1億円以下の罰金が科せられる(法179①)。

## (3) 域外適用

2020年法改正では外国関連規制が複数盛り込まれた。すでに述べた外国提供時の情報提供・提供先確

認等の義務や安全管理措置の公表等(外的環境の把握)だけでなく、個人情報保護法の域外適用を広く認める法改正もなされている(法166)。

## 第4章

# 規制が緩やかな仮名加工情報とは 個人情報 の利活用促進に 関する留意点

### (この章のエッセンス)

- 仮名加工情報新設などの規制緩和も行われた。一定の加工をすれば、利用目的の変更が自由に行えるほか、漏えい等報告義務が課せられず、開示等請求対応が不要になる。
- 規制緩和は必ず対応しなければならない事項ではなく、活用したい企業が活用を検討すればよい。

2020年法改正では規制強化のほか、個人情報の利活用促進のためいくつかの方策がとられた。

## 仮名加工情報

### (1) 法改正の概要

プライバシー権保護と個人情報利活用の両立を図るため、2015年法改正では「匿名加工情報」というカテゴリを設け、個人情報を法定の加工基準で匿名加工した場合に、規制を大幅に緩和し、内部利活用や外部提供を容易にした。しかし、「匿名加工」は一般の想像よりもはるかに加工基準が厳格である。また、個人情報保護に厳格なEUでも、「仮名化」を行うと若干緩やかな取扱いが認め

られ、国際的にもその活用が進みつつある<sup>(8)</sup>。そこで、個人情報と匿名加工情報の中間形態ともいえる「仮名加工情報」が新設され、通常の個人情報よりも規制が緩和された。

仮名加工情報の作成では、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないよう規則で定める基準を遵守する必要がある(法41①)。具体的には次の事項を削除する(規則31)。

- ① 氏名等
- ② マイナンバー等の個人識別符号
- ③ 不正利用により財産的被害が生じるおそれがある記述等

①では、氏名、住所、生年月日、